

小海リエックス・カントリークラブ 会員の皆様へ
ご家族・ご親族で会員としてゴルフプレーをお楽しみください！

終身会員制度のご案内

60歳より会員の方は親族に会員を継承が可能です。
かつ、ご本人様もそのまま終身会員（正会員）として
これまで通り会員同等でプレーができる制度です。

■目的

- ・生涯会員としてゴルフライフを楽しんでいただくための制度です
- ・ご家族に譲渡（継承）することで、ご家族でクラブライフを楽しんでいただく制度です。

■諸条件（対象者）

- ・満60歳以上、かつ入会5年以上在籍の個人正会員の方
 - ・継承対象者は会員の配偶者ならびに会員の六親等以内の親族（対象者は下記表を参照ください）
- ※会員ご本人は終身会員として従来通り会員継続できます。

■ご案内（諸費用他）

<年会費> 継承者 22,400円 ※消費税込
※終身会員の方も同額が必要となります。

<名義書換料> 個人正会員 100,000円 ※消費税別

<その他>

- ・終身会員は正会員と同様の権利で、競技会への参加できます。
- ・終身会員は譲渡できません。また終身会員になった方のみ、
手続日から1年を経過した日より退会が可能となります。
- ※継承者は10年間据え置きとなります。
- ・継承された親族が退会した場合、終身会員の権利も消滅します

<継承対象者>

ご本人の六親等の方までが対象となります

<問合せ>
ゴルフフロント 会員担当まで

